

函館市監査公表第 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき，函館市青年サークル協議会グループを対象として，財政援助団体等監査を実施したので，その結果を同条第 9 項の規定により，別紙のとおり公表する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成28年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

函館市青年サークル協議会グループ

2 監査の対象

公の施設の指定管理者監査

平成27年度において、函館市から函館市青年センターの指定管理者に指定された函館市青年サークル協議会グループにおける当該施設の管理業務に係る出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成28年8月31日から平成28年11月10日まで

4 監査の方法

今回の監査は、上記公の施設の管理業務に関する出納および業務の執行状況等、これらの事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の指定管理者監査の結果、次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

指定管理者が行う事業については、函館市青年センターの管理に関する協定書（以下「協定書」という。）および函館市青年センター管理業務処理要領（以下「要領」という。）において、承認を受けた事業計画に基づき実施するとしているところ、指定管理者は計画にない教養講座について、教育委員会に届け出ることなく実施していたほか、自主（主催）事業について、口頭により実施についての連絡をしたものの、承認手続きを経ないまま実施した事業があったことから、協定書および要領に則った適切な手続きが図られるよう、指定管理者への指導はもとより、業務実施状況の確認の徹底に努められたい。

(2) 意見

教養講座については、指定管理者が行う業務として管理委託料に所要経費が積算され、また、要領において、指定管理者は講座事業実施にあたっては実費相当分の費用を受講料として徴収することができるとしているところ、指定管理者は当該実費相当分を超えて受講料を徴収していることから、その取扱いについては、管理委託料の積算と合わせ整理する必要があるものと思料する。